

景観形成基準の見直しについて

1. 経緯等

市では、景観法に基づき、良好な景観の形成に関する方針や基準を定めた「高山市景観計画」を平成18年12月に策定し、市民や事業者との協働のもと、地域の特性を踏まえた景観づくりに取り組んできた。

近年は、景観に対する市民の意識や理解が深まる中、建物や屋外広告物などが現行基準の範囲内であっても、周囲の町並みに調和していないとの意見が寄せられているなど、景観をめぐる課題が顕在化している。

こうした状況を踏まえ、高山らしい魅力あふれる美しい景観と潤いのあるまちづくりの推進を図るため、現行の景観形成基準を見直す。

2. 見直しの内容

(1) 城下町景観重点区域における屋外広告物の基準の見直し 別紙1

無秩序な屋外広告物を減らし、より良い景観の向上を図るため、屋外広告物にかかる色彩、大きさ、個数、位置等の基準を見直す。

(2) 城下町景観重点区域及び中心商業景観重点区域における屋外広告物のコーポレートカラー（企業や団体を象徴する色）に対する基準の見直し 別紙2

派手な屋外広告物の掲出を抑制するため、コーポレートカラーである場合に認めている屋外広告物の地色への原色使用を禁止する。

(3) 城下町景観重点区域及び中心商業景観重点区域の境界における景観保全の取り組み強化 別紙3－1 別紙3－2

道路の中心を境界として片側のみに景観基準が適用されている区域について、通りとしての景観の保全を図るため、境界から30メートルの区域を景観重点隣接区域として設定し、隣接する景観重点区域の基準を適用する。

(4) 市域全域における夜間景観に関する基準の設定

夜間景観の向上を図るため、新たに夜間景観についての基準を加える。

また、建築物の壁面や屋根面等について、光線の反射を抑えるとともに、建築物の壁面等に設ける照明設備について、刺激的・派手な色合いのものとせず、広範囲に発光するものとししないこととする。

(5) 農山村景観重点区域における建築物の色彩基準の緩和

城下町景観重点区域と同程度としている色彩基準が厳しすぎるといった住民からの意見等を踏まえ、基準の合理化を図るため、建築物の色彩基準を緩和する。

【対象区域（5箇所）】

丹生川町北方法力、滝町根方、荘川町一色惣則、朝日町立岩、上宝町長倉

3. 見直しに伴う対応

(1) 景観等ガイドライン（仮称）の作成 別紙4

景観計画及び屋外広告物関係制度についての理解を促すため、事業者や一般市民等にとって分かりやすいガイドラインを作成し、公表する。

(2) 高山の景観にふさわしい看板補助金の拡充

見直しに伴い既存不適格となる看板の是正と、夜間景観の向上を図るため、既存の補助制度（高山の景観にふさわしい看板補助金）を時限措置として拡充する。

4. スケジュール

令和7年7月 関係団体（景観町並保存連合会など）への説明
市民説明会・パブリックコメント

10月 都市計画審議会への協議・意見聴取
美しい景観と潤いのあるまちづくり審議会への諮問・答申

12月 景観計画の見直し告示（景観法第9条第6項）

令和8年4月 運用開始

◆2-(1)城下町景観重点区域における屋外広告物の基準の強化

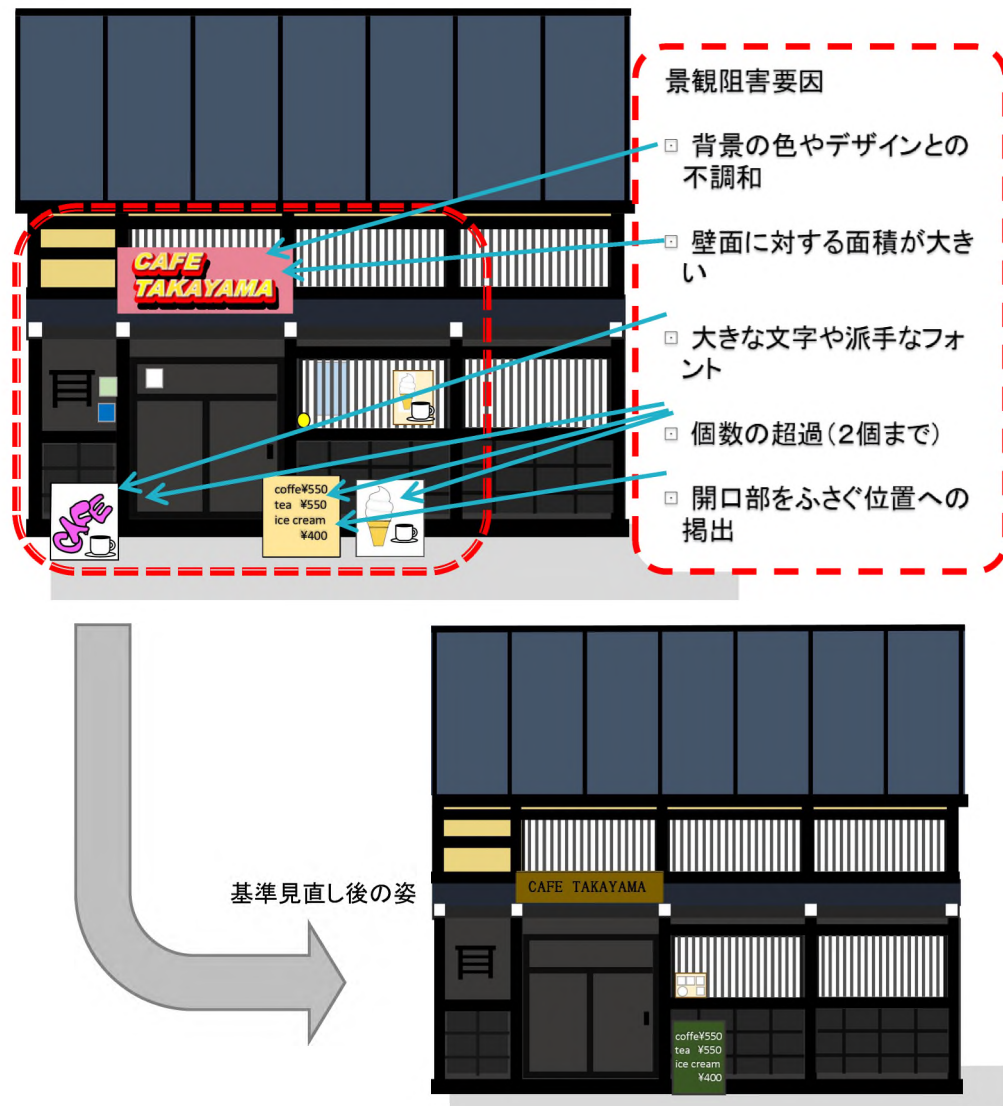
屋外広告物の景観形成基準(赤字が変更箇所)

	城下町景観重点区域	伝統的建造物群保存地区
色彩	・地色には原色を使用しない。 ・文字色は2色以内とする。 ・<u>文字は、大き過ぎるものや派手なフォントを避け、建築物や町並みとの調和を図る。</u> ・<u>写真など、多色利用を避ける。</u>	・地色には原色を使用せず、無彩色又は茶系統とし、<u>背景となる建築物や町並みとの調和を図る。(ただし、小型で素材感を生かしたものはこの限りでない)</u> ・文字色は2色以内とする。
形態意匠	・原則として木製とする。 ・電光掲示板は設置しない。 ・<u>のぼり旗を設置するときは必要最低限の本数とし、営業時間外は掲示しない。</u> ・電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。(防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く) ・過度に明るい照明は使用しない。	・原則として木製とし、<u>背景となる建築物や町並みと調和したデザインとする。</u> ・電光掲示板は設置しない。 ・のぼり旗は設置しない。(町並みと調和したデザインで小型のものはこの限りでない) ・高さ0.5mを超える商品モニュメントは設置しない。 ・電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。(防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く) ・過度に明るい照明は使用しない。
大きさ・個数	・別表に掲げるとおりとする。(省略)	・別表に掲げるとおりとする。(一部省略) 【置き看板】 1個あたりの表示面積(片面):0.5㎡以内 2個まで 【簡易な看板(ポスター等)】 簡易な看板は表示面積合計0.5㎡以内
位置	・屋上には設置しない。 ・桁形橋から弥生橋までの区間は、川沿いの東側及び西側には設置しない。	・屋上には設置しない。 ・<u>開口部を大きくふさぐ位置に掲出しない。</u>
その他	・自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。	・自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。

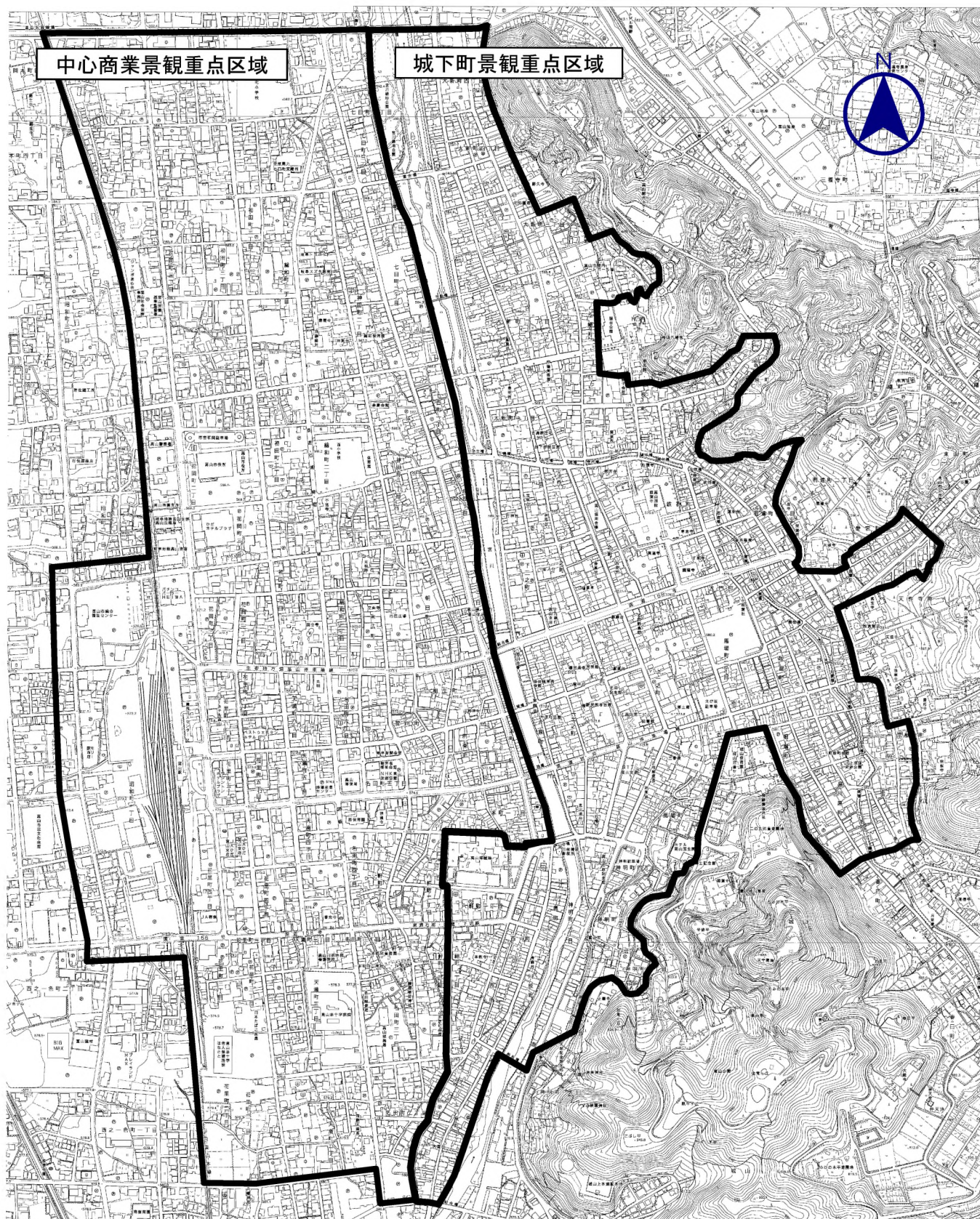
※「原色」の定義

- ・マンセル値の色相が、R、YR、Yの場合、彩度10超
- ・マンセル値の色相が、GY、G、BG、B、PB、P、RPの場合、彩度8超

基準見直しによるイメージ(伝統的建造物群保存地区)

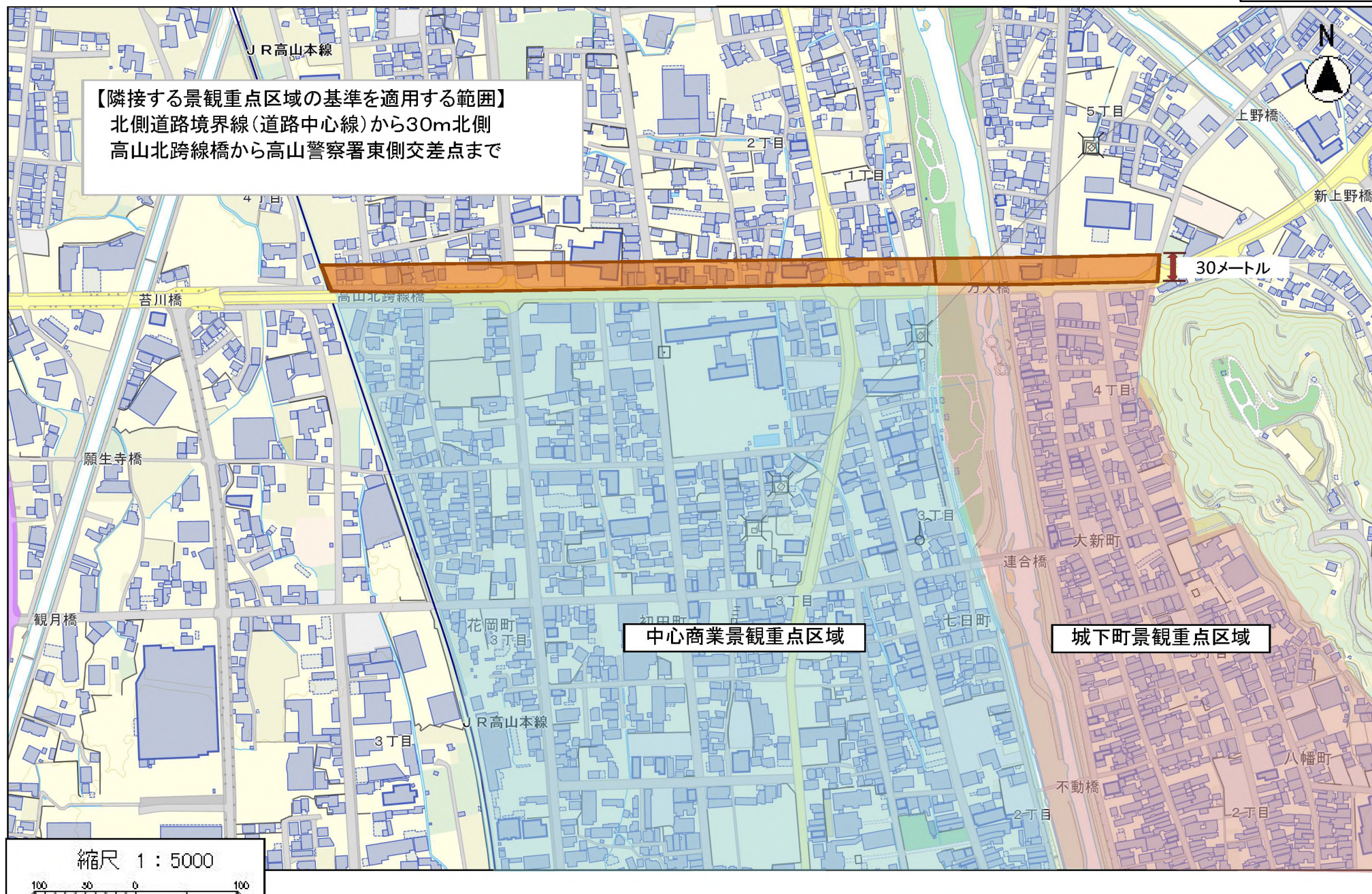


- ◆ 2—（2）コーポレートカラーである場合に緩和している地色への
原色使用を禁止するエリア（城下町景観重点区域、中心商業景観重点区域）



◆2-(3) 景観重点区域境界における景観保全の取組みを強化するエリア

別紙3-1





◆3ー(1)景観等ガイドライン(仮称) (イメージ)

景観等ガイドライン

屋外広告物とは

■屋上広告の定義

- ・建築物の屋上、建築物の最上階のひさしの上又は建築物の屋上の工作物に表示し、又は設置する広告物

■のれん及び垂れ幕等の取扱い

- ・のれんは基準対象外とします。ただし、設置に関しては、景観に配慮したものとします。

■電光掲示板の定義

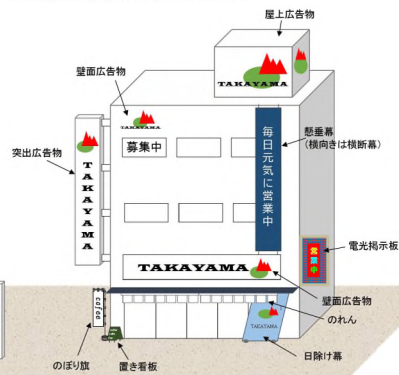
- ・発光ダイオード（LED）や液晶、電球などを用いて文字や動画を表示し、情報を発信するための掲示板は電光掲示板扱いとします。

■堅固な建築物の定義

- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建築物

■屋内から屋外に向けた広告物の取扱い

- ・外に向けて掲出するポスターやチラシは基準対象外ですが、設置に際しては景観に配慮したものとします。



■景観計画の基準について遵守することはもちろん、
下記のようなことに気を付けて屋外広告物を掲出してください

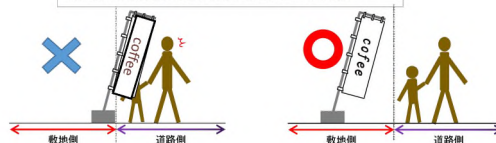


ステッカー類はまとめる
とすっきり見えます

◆まちなみとしての見え方
にも留意してください

■のぼり旗を掲出する場所は注意が必要です

風が吹いても道路側に旗が出ない位置に置いてください



現在、景観計画と屋外広告物条例の解説については、「屋外広告物早わかり」がある
「屋外広告物早わかり」は、景観計画の屋外広告物についての基準と、屋外広告物条例の規定をまとめたもの
ほぼ文章による記述となっており、申請者側からは分かりにくい

屋外広告物は、その性質上、景観形成基準と屋外広告物条例には盛り込めない“感覚的な”事項が存在している
また、“誘導的な”事項を盛り込むことで、意識醸成を図るとともに、申請側と指導側との意思疎通をスムーズに行うことができるようになる

■補色

色相環で正反対に位置する色同士を組み合わせたものを、「補色」と言います。

補色の組み合わせは、お互いの色を引き立てあう効果があり、屋外広告物でも目をひく看板となります。一方、色合いや面積、文字の大きさなどによっては、目立ちすぎて周辺の景観の調和を乱すことがあるので、彩度を下げるなどの工夫をしてください。



同じ大きさの看板でも
地の色と文字色の組み合わせ、文字の
大きさやフォントで印象が変わります。



同じ大きさの看板、同じフォントでも
色の組み合わせで印象が変わります。

背景となる建物との調和に
も留意してください



背景（建築物）との明度・彩度の差が著しく大きいものは避けてください